

京都市洛西ふれあいの里条例の一部を改正する条例(平成17年12月26日京都市  
条例第97号)(保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課及び長寿社会部長寿福祉課)

地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に洛西ふれあいの里の  
管理を行わせるために必要な事項を定めることとしました。

この条例は、平成18年4月1日から施行することとしました。

なお、利用料金の承認の申請等の準備行為は、この条例の施行前においても行う  
ことができることとしました。

京都市洛西ふれあいの里条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年12月26日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第97号

京都市洛西ふれあいの里条例の一部を改正する条例

京都市洛西ふれあいの里条例の一部を次のように改正する。

目次中「第1条・第2条」を「第1条～第3条」に、「第3条～第5条」を「第4条～第6条」に、「第6条～第9条」を「第7条～第10条」に、「第10条～第12条」を「第11条～第13条」に、「第13条～第16条」を「第14条～第17条」に、「第17条～第24条」を「第18条～第25条」に、「第25条」を「第26条」に改める。

第27条を削る。

第26条中「第5条第1項、第9条第1項、第12条第1項、第16条第1項及び第20条第1項に規定する管理受託者」を「指定管理者」に、「それぞれ当該各項」を「第6条第1項、第10条第1項、第13条第1項、第17条第1項及び第21条第1項」に改め、同条を第27条とする。

第25条中「市長」を「指定管理者」に、「一」を「いずれか」に改め、同条を第26条とする。

第24条中「市長」を「指定管理者」に改め、第6章中同条を第25条とする。

第23条を第24条とする。

第22条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第23条とする。

第21条を第22条とする。

第20条第1項中「第27条の規定に基づき保養研修センターの管理の委託を受けた団体（次項において「管理受託者」という。）」を「指定管理者」に改め、同条第

2項中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条を第21条とする。

第19条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第20条とする。

第18条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、「ときは」の右に「、市長の承認を得て」を加え、同条を第19条とする。

第17条を第18条とする。

第16条中「第27条の規定に基づき授産園の管理の委託を受けた団体（次項において「管理受託者」という。）」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、第5章中同条を第17条とする。

第15条を第16条とする。

第14条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、「ときは」の右に「、市長の承認を得て」を加え、同条を第15条とする。

第13条を第14条とする。

第12条第1項中「第27条の規定に基づき更生園の管理の委託を受けた団体（次項において「管理受託者」という。）」を「指定管理者」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、第4章中同条を第13条とする。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条第1項中「第27条の規定に基づきデイ・サービスセンターの管理の委託を受けた団体（次項において「管理受託者」という。）」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、第3章中同条を第10条とする。

第8条を第9条とする。

第7条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、「ときは」の右に「、市長の承認を得て」を加え、同条を第8条とする。

第6条を第7条とする。

第5条第1項中「第27条の規定に基づき療護園の管理の委託を受けた団体（次項において「管理受託者」という。）」を「指定管理者」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、第2章中同条を第6条とする。

第4条を第5条とする。

第3条中「前条第2号」を「第2条第2号」に改め、同条を第4条とする。

第1章中第2条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第3条 ふれあいの里の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号に掲げる事業に係る業務
- (2) ふれあいの里の維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

別表第1中「第18条関係」を「第19条関係」に改める。

別表第2中「第20条関係」を「第21条関係」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 洛西ふれあいの里の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に洛西ふれあいの里の管理を行わせるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げるこの条例による改正前の京都市洛西ふれあいの里条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものであって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、同表の右欄に掲げるこの条例による改正後の京都市洛西ふれあいの里条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものとみなす。
- 4 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる改正前の条例の規定による許可を受けたものは、同表の右欄に掲げる改正後の条例の規定による許可を受けたものとみなす。

附則別表

第19条	第20条
第22条第1項	第23条第1項

(保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課及び長寿社会部長寿福祉課)